

岩手県告示第 373 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 5 月 2 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 雫石東八幡平線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡雫石町長山館 37 番 1 地先から長山網張 1 番 33 地先 まで	新	A 24.0～9.6 m	m 1,001.7
		B 30.8～7.0	1,295.0
岩手郡雫石町長山館 37 番 1 地先から長山網張 1 番 33 地先 まで	旧	A 24.0～9.6	1,001.7
岩手郡雫石町長山館 37 番 1 地先から西根柏木平 10 番 3 地 先まで		B 30.8～11.3	521.0

(1) 場所 盛岡地方振興局土木部

(2) 期間 平成 20 年 5 月 2 日から同年 6 月 2 日まで